

ツクツク!!!CMS ご利用規約

本規約は、出店申込者（以下「出店者」という）が TSUKU TSUKU 株式会社（以下「当社」という）が運営する BtoC マーケットプレイス「ツクツク!!!」（以下「ツクツク!!!」という）出店サービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたって、当社と出店者との間の契約（以下「本契約」という）関係を定めるものです。本サービスのご利用を希望される方は、本規約にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。

なお、本規約のほか、当社出店者間で適用される他の規約、ガイドライン、当社が本規約に基づき規定する取り扱い禁止商品一覧および個別に提示する利用条件、その他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）についても、本規約の一部を構成し、当社出店者間で適用される他の規約等に違反した場合も、本規約の違反となります。

第1条（本規約の目的／適用範囲）

1. 本規約は、本サービス、アドオン、その他本サービスに関連するサービスの提供条件およびそれらの利用に関する当社と出店者との間の契約関係を規定することを目的とします。
2. 本規約は、本サービス、アドオン、その他本サービスに関連するサービスに関する当社と出店者との間の一切の关系到適用されます。

第2条（出店の申込）

1. マーケットプレイスにおいて物品の販売および役務の提供（以下「販売等」という）を行うこと（以下「出店」という）を希望する者は、本規約のすべてに同意の上、当社所定の方法により申し込みを行わなければなりません。
2. 当社は、出店者に本サービスを提供するにあたり、当社所定の審査を行うものとします。
3. 出店者は、第2項の審査の結果によっては、当社が提供する本サービスを利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社はその理由を開示しません。また、出店者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
4. 出店者は本店所在地が日本国内に登録されていることとします。（ただし、個人事業主の場合は日本国内に事業所所在地を有すること）
5. 出店者は、代表権を有する者が満20歳以上であることとします。
6. 出店者は、第1項の申込に際し、以下の書類を当社所定の方法によりアップロードするものとします。
 - ① 法人の場合
 - 履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの）

- その他当社が特に提出を求める書類
- ② 個人事業主の場合
- 代表者の印鑑証明書または住民票（発行3か月以内のもの）
 - 開業届または最新年度確定申告書、営業許可証等事業者とわかる公的書類
 - その他当社が特に提出を求める書類
7. 出店者は、第6項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
8. 当社が、第1項の申込を承諾した場合、当社と出店者との間で契約が成立し、当社は、出店者に対し、当社が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の出店者の出店用のページ（以下「出店ページ」という）、販売等に必要となる当社所定のウェブサイトの枠組みおよびデータベースシステム（ツクツク!!!CMS、以下「CMS」という）、ならびにマーケットプレイスおよび出店ページを構成するアプリケーションを、出店者が本規約等に従って使用することを許諾します。
9. 出店者は、集客ツール（二次元バーコードのデータ、および専用URL）の取得、パソコンならびにスマートフォン向け店舗コンテンツ作成、メールマガジン配信、「ツクツク!!!」におけるクーポン発行、オンライン出品の権利を有します。
10. 出店者は、第8、9項に基づいて当社から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等を、出店ページの管理・運営以外の目的に使用してはならず、また、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。
- ① 許諾プログラム・ソフトウェア等の複製
 - ② 許諾プログラム・ソフトウェア等の第三者（第20条（業務委託）規定する業務を委託された者を除く）に対する開示、使用許諾、譲渡、貸与、担保供与その他一切の処分
 - ③ 許諾プログラム・ソフトウェア等の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法によるソースコードの解析
 - ④ 許諾プログラム・ソフトウェア等の改変
11. 契約申請後14日間が経過しても契約が完了しない場合、申請は破棄されます。

第3条（届出事項）

1. 出店者は、以下の各号に変更がある場合、あらかじめ当社所定の方法により届け出るものとします。届出がなかったことによる損害は出店者の負担となります。
- ① 商号（屋号）、代表者名および住所
 - ② 販売する商品ないし提供する役務（以下「商品等」という）
 - ③ 出店についての責任者（以下「管理責任事業者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項

- ④ その他当社が指定する出店者の業務に関する事項
2. 当社が第1項により届出のあった出店者の住所に書面を郵送した場合には、出店者の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。
 3. 当社が第1項により届出のあった出店者の管理責任事業者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には当該電子メールは出店者が受信した時点または当社による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。

第4条（出店プラン・モジュール）

1. 出店者は、出店に際し基本機能に加えて以下のいずれかのプランを選択して利用することが出来ます。

基本機能

- ① 「ツクツク!!!」出店ライセンス
- ② CMS機能
- ③ ホーム機能（メインページ・集客システム・マーケットプレイス収益還元・クーポン等）

・販売プラン

通販・ウェブチケット・グルメ・ビューティー・DS・ファームモジュールの中から任意の3モジュール

・アプリプラン

「ツクツク!!!アプリ」のショップ機能

2. 出店者は、当社所定の方法にて申請をすることにより利用プランの追加・変更をすることが出来ます。
3. モジュールの変更は原則として即時反映がされるものとします。
4. 当社との契約により、特約店規約第14条（特約店業務）に規定する特約店業務を委託された事業者（以下「特約店」という）、代理店規約第14条（代理店業務）に規定する代理店業務を委託された事業者（以下「代理店」という）への契約変更の際には、改めて当社との再契約が必要となります。（特約店契約、代理店契約の際は別途クムクム株式会社との契約も必要となります。）
5. 第4項による再契約の場合のみ、出店者として保持するデータを特約店または代理店アカウントへの引継ぎを行います。ただし、特約店、代理店から加盟店へ再契約を行う場合を除きます。

第5条（権利の譲渡等）

1. 出店者は、ツクツク!!!に出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできません。ただし、事業の承継等が発生した場合等、以下の各項の規定に則り当社が認めた場合を除きます。
2. 出店者は以下の各号の規定に則り、出店者の資格を他の者に承継させることができます。
 - ① 法人の場合
出店者である法人が合併または会社分割、営業譲渡等により権利主体が変更になった場合、変更後の権利主体は、ただちに変更の事実を当社に書面で通知（以下「権利主体変更通知」という）するものとします。出店者の資格は当社が権利主体変更通知を確認した時点をもって消滅します。ただし、出店者の資格の承継を希望する変更後権利主体は、権利主体変更通知と共に承継希望の意思を表示して当社に通知することができます。この場合において、当社が承継を承諾しないときは、権利主体変更通知受領後14日以内に、その旨を当該承継希望法人に当社所定の方法により通知（以下「承継不承諾通知」という）します。なお、当社が14日以内に承継不承諾通知をしない場合、承継希望法人は当該本契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。なお、地位承継を希望する場合は、地位承継を証する履歴事項全部証明書を提出しなければなりません。
 - ② 個人事業主の場合
出店者である個人事業主（以下「個人出店者」という）が死亡した場合、その相続人は死亡の事実を当社に通知（以下「個人出店者死亡通知」という）するものとします。出店者の資格は当社が個人出店者死亡通知を確認した時点をもって消滅します。ただし、出店者の資格は、死亡した個人出店者の親族のうち二親等内かつ満20歳以上の1名に限りこれを承継することができ、承継を希望する者は、当社に対して、個人出店者死亡通知と共に、承継希望者の氏名・住所・電話番号・死亡した個人出店者との関係および承継希望の意思を表示して、通知しなければなりません。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、その旨を当該承継希望者に承継不承諾通知をします。なお、当社が14日以内に承継不承諾通知をしない場合、承継希望者は当該本契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。
3. 当社は、第2項に規定する承継を認めるまで、変更前の情報をもとに各種手続等を行います。当社は、通知があつてから通知内容に基づく権利関係の変動を反映させるまでの間に生じた出店者の損害について一切の責任を負わないものとします。また、出店者の権利主体変更通知または個人出店者死亡通知が遅れたことにより生じた損害についても当社は一切責任を負わないものとします。

4. 出店者が第2項に規定する事由の他に出店者の資格承継を希望する事由がある場合、当社の判断により資格を承継させることができるものとします。

第6条（出店管理ページの開設）

1. 当社は、出店者に対し、第2条（出店の申込）第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の当社が指定するURLに出店者の出店管理ページを開設するとともに、出店管理ページにアクセスするために必要となるログインIDおよびパスワードを発行します（出店管理ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

第7条（コンテンツの制作・表示）

1. 出店者は、出店ページ上に、当社の規定する規格に従い、商品等についての情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作するものとします。
2. 出店者は、第1項のコンテンツの制作にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - ① 第26条（禁止事項）その他本規約等に反する表示をしないこと
 - ② わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
 - ③ 商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法第11条および同法施行規則第8条により表示を義務づけられた事項について表示すること
 - ④ 第3号のほか、以下の事項について表示すること
 - 管理責任事業者の氏名、電話番号および電子メールアドレス
 - 営業時間、定休日等
 - 商品等についての問い合わせおよび苦情は出店者宛に行うべきこと
 - その他当社所定の事項
3. 出店者は出店後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上の商品等を改訂し表示することができます。出店者は、商品等について常に最新の情報をサイト利用者（以下「ユーザー」という）に提供するよう、定期的に更新を行うものとします。
4. 当社は、出店者の作成したコンテンツがツクツク!!!にふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、出店者はこれに従うものとします。
5. 出店者は、以下の各号に該当する場合、直ちにコンテンツを変更しなければなりません。また、当社の判断で商品等を強制的に非表示とすること（以下「強制取り下げ」という）ができます。
 - ① コンテンツに誤りまたは変更すべき内容がある場合
 - ② コンテンツが本規約等または法令等に違反する場合

- ③ 出店者がコンテンツまたは商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
 - ④ 第20条（業務委託）に規定する業務受託者が出店者の商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
 - ⑤ 前各号に規定する場合の他、コンテンツに重大な問題があると当社が判断した場合
6. 第5項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件またはツクツク!!!の運営に重大な影響を及ぼすものである場合、出店者は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に当社所定の方法にて通知の上、当社の指示に基づいた措置を講じるものとします。
7. 出店者が登録可能な商品等上限数は利用モジュールによって定められるものとします。（通販モジュール、ファームモジュール：計5,000品目、ウェブチケットモジュール：500品目、ビューティーモジュール：100件、ドロップ SHIPPINGモジュール：500品目）

第8条（出店ページとコンテンツの管理等）

1. 出店者は、自らの責任と費用負担において、出店ページ上のコンテンツを作成・管理し、バックアップを保存するものとします。
2. 出店者は、本規約により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂することができます。
3. 当社は、出店ページ上に表示すべき事項を出店者に指示することができ、出店者はこれに従うものとします。また、利用者が商品等の注文を検討するに際して参考になると当社が判断した情報または機能については、当社の判断で出店ページに付加することができ、出店者は付加された情報または機能につき、削除を求めないものとします。
4. 出店者が出店ページ上のコンテンツに関連して利用者、顧客または第三者からクレームを受けた場合については、第10条（販売方法）第7項および同条第8項の規定を準用します。
5. 当社は、出店ページ上のコンテンツが本規約に違反し、またはツクツク!!!にふさわしくないと判断した場合は、出店者に対する内容変更の要請、出店ページの公開停止、コンテンツの削除、本契約の解除その他の適宜の措置を取ることができるものとします。
6. 出店ページにかかる著作物のうち、出店者が作成しまたは権利許諾を受けたものは、出店者または出店者に対する権利許諾者に著作権が帰属し、当社が作成しまたは権利許諾を受けたものは、当社または当社に対する権利許諾者に著作権が帰属します。
7. 出店者は、当社に対して、以下の各号に掲げる事項を許諾するとともに、許諾するために必要な権利がある場合には当該権利を権利者から取得するものとします。

- ① 本サービスその他これらに関連するサービスを提供し、または出店者およびその商品等のプロモーションを行うため、これらの目的の範囲内で出店ページ上のコンテンツを利用すること
- ② 第1号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
- ③ 利用者に対して、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること

第9条（メールマガジン配信）

1. 出店者は、自己の名においてのみ、メールマガジンをユーザーに配信するものとします。
2. メールマガジンの配信の配信数は、月間50,000通を上限とします。
3. 出店者は、以下の内容を含むメールマガジンをユーザーに配信してはならないものとします。
 - ① ページに掲載していない商品等を宣伝するもの（ただし、他の出店者がその出店ページに掲載している商品等を除く）
 - ② ツクツク!!!外での取引を誘引するもの
 - ③ 法令等に違反または違反するおそれのあるもの
 - ④ ユーザーまたは第三者の権利を害しまたは害するおそれのあるもの
 - ⑤ 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの
 - ⑥ 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
 - ⑦ 当社がメールマガジンの内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの
 - ⑧ その他当社が配信を不相当と認めたもの
4. 出店者は、日時を指定して配信する機能を利用する場合には、当社所定の方法により予約の申込を行うものとします。なお、予約の申込をした場合であっても、サーバの状態、他の出店者の予約申込、その他やむを得ない事情により予約を申し込んだ日時にメール送信が行われない場合があることを、出店者はあらかじめ承諾するものとします。
5. 当社は、サーバの混雑状況やメンテナンススケジュール等に応じて、日時を指定して配信する機能にて予約を受付ける日および時間帯を制限することができるものとします。
6. 当社は、メールが当社のサーバよりあらかじめ登録された電子メールアドレスに発信されることのみを保証し、ユーザーへの最終的な到達性は保証しません。

第10条（販売方法）

1. 出店者は、ユーザーから商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、ユーザーとの間で、遅滞なく必要な手続きを直接行うものとします。

2. 出店者は、ユーザーに対し、取引の当事者は出店者とユーザーであり、販売等に伴う権利・義務は出店者と当該ユーザーとの間で発生することを明確に表示するものとします。
3. 出店者は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、その他関係法令を遵守するものとします。
4. 出店者は、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
5. 出店者は、出店者または商品等に関連して、ユーザーまたは第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
6. 出店者は、第5項のクレームを解決するにあたって、ユーザーまたは第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。また、出店者が第5項のクレーム対応上、ユーザーへ通知等を行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
7. 出店者は、ユーザーとの間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて出店者の責任と負担において解決するものとします。またその結果、当社がユーザーその他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。
8. 当社は、出店者とユーザーその他の第三者との間の紛争について、出店者の同意を得ることなく、当該ユーザーまたは第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができるものとします。当社が他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

第11条（ドロップ SHIPPING 受注）

1. 出店者が「ドロップ SHIPPING モジュール」を選択時、B to B マーケットプレイス「ツクツク!!!BtoB」にて販売されている卸企業（以下「サプライヤー」という）から、商品のドロップ SHIPPING 仕入れ（以下「DS 仕入れ」という）を行うことができます。
2. DS 仕入れを行う場合、当社所定の方法により「ツクツク!!!BtoB」のドロップ SHIPPING 用のアカウント発行を行うこととします。
3. 出店者の運営する店舗にて発生したドロップ SHIPPING 受注（以下「DS 受注」という）について商品の未達、誤配送、配送の遅延等が生じた場合、出店者は自己の責任の下ユーザーならびにサプライヤーへの連絡を行い、事態の解決を図るものとします。

4. 出店者の運営する店舗にて発生したD S受注について長期不在・受け取り拒否の事由により商品の返送が生じた場合、再送に関わる手数料等は出店者の負担とするものとします。
5. 出店者は、税込販売価格（実売価格）に対して3%以上の販売促進費（以下「販促費」という）を設定するものとします。
6. クレジットカード決済のD S受注にてユーザー都合によるキャンセル等が発生した場合、決済のキャンセルに伴って発生するキャンセル手数料については出店者が負担するものとします。

第12条（アドオン機能）

1. 出店者は、当社所定の方法により申請をすることでアドオン機能を契約することができます。当社にて申請の確認が出来次第、利用することが可能となります。また、月途中からの申請および解除申請であっても料金の満額を支払うものとします。
2. 各アドオンの機能および金額については当社が出店管理ページに掲載するアドオン一覧 (<https://cms2.tsuku2.shop/addon/>) を最新のものとし、当社の判断で追加または削除もしくは変更を行うことができます。
3. 出店者は、月末までに当社所定の方法で申請することにより、申請翌日よりアドオン機能の契約を解除することができます。

第13条（ツクツク!!!アプリの利用）

1. 「ツクツク!!!アプリ」は、アプリプランにて利用することができます。
2. 「ツクツク!!!アプリ」では、以下の機能を利用することができます。
 - ① ユーザーへのスタンプカードの発行
 - ② 会計時にポイントを付与および使用
 - ③ アプリ限定クーポンの発行
 - ④ お知らせプッシュ通知機能
 - ⑤ ユーザー集客機能
 - ⑥ その他当社がバージョンアップ版の開発・提供により追加した機能
3. アプリ機能を利用してユーザーへ付与したポイントは、第15条（販売促進費および総合受注手数料）に規定する販促費と合算して当社より請求を行うものとします。
4. 当社は、アプリのバージョンアップ版を開発・提供する義務、およびアプリに関するサポートを行う義務を負わないものとします。ただし、当社は、当社の判断でいつでも、出店者にアプリのバージョンアップ版の開発・提供、またはバージョンアップ情報等およびサポートサービスの提供をすることができるものとします。

第14条（決済方法）

1. 出店者は、ユーザーとの代金決済手段として当社が指定するクレジットカード決済システムならびに銀行振込決済（以下「エスクローサービス」という）を利用することができます。エスクローサービスを出店者が利用した場合、決済代金の6%の決済代行手数料を出店者が負担するものとします。
2. 当社の指定する金融機関口座に振り込まれた金銭のうち、会員情報、振込情報を照合してもどの売上げに対する振込であるかが特定することが出来なかった金銭に対する本規約第16条（売上請求）に基づく支払を請求する権利は、振込があった日から1年を経過すると行使することができないものとします。
3. 出店者は、当社に対し、各ユーザーとの間の個別の取引に基づいて各ユーザーが出店者に対し支払う請求額にかかる代金について、出店者に代わって各ユーザーから支払を受けることを委託し、当社はこれを受託するものとします。この場合、各ユーザーが出店者との間の個別の取引に基づいて、当社指定の金融機関口座に請求額を入金したと同時に、出店者の各ユーザーに対する代金支払請求権および各ユーザーの出店者に対する代金支払債務は消滅するものとします。
4. 当社は、第3項規定の代金支払委託について、第20条（業務委託）に規定する業務受託者に対し再委託することができ、出店者はこれを承認します。
5. 出店者は、第3、4項規定の委託あるいは再委託に基づいて、当社および当社の委託先に対し、対象債権にかかる代金を代理受領する権限および各ユーザーの支払いに伴って領収書を発行する権限を付与するものとします。ただし、当社所定の決済事業者または収納代行業者との間で締結する契約にしたがい、対象債権（請求額に限ります。）の譲渡が必要なとき、出店者は、当社に対し対象債権を譲渡するものとし、当社は債権譲渡の対価として、対象債権相当額を出店者に支払うものとします。
6. クレジットカードで決済を行った後に決済ならびに注文のキャンセルを行う場合、出店者は、翌月5日までに当社所定の方法により注文情報のキャンセル申請を行うものとします。なお、出店者は手数料として200円（+税）を負担するものとします。

第15条（販売促進費および総合受注手数料）

1. 出店者は、出店ページに出品する商品等に関し、販売税込価格に対し最低3%以上の販促費を設定するものとします。この販促費の50%は購入者に還元されるポイントとなり、残りは当社が一時的に預かったうえでツクツク!!!全体のプロモーション等に使用します。
2. 出店者は、販売税込価格の3%を総合受注手数料として当社に支払うものとします。
3. 販促費は、第23条（初期費用および月額利用料等のお支払い方法）に規定する方法にて支払うものとします。なお、請求額により、手数料は変動します。（図1）

4. 出店者は、販促費を原資としてユーザーに対し、ポイントの付与をすることを承諾するものとします。なお、ポイントは1ポイント=1円として計算するものとします。
5. 所定の支払い期日に前月分までの販促費または総合受注手数料が未納の場合、当社は出店者が使用する機能の一部を制限することができるものとします。

(図1)

		事務手数料
請求額 (累計額/月)	¥1,000,000～	5%
	¥500,000～¥999,999	6%
	¥100,000～¥499,999	7%
	¥10,000～¥99,999	8%
	¥1～¥9,999	10%

第16条 (売上請求)

1. エスクローサービスを利用した場合の商品売上金は、一時的に当社が預かるものとし、商品売上金から販促費、総合受注手数料およびエスクローサービス手数料を差し引いたうえで月末で締め、当社所定の方法により出店者が請求処理（以下「売上請求」という）を行った場合、商品売上金として出店者指定の金融機関口座に振込によって払い出すものとします。
2. エスクローサービスを利用する出店者は、当社に対し、第14条（決済方法）第3項に規定する委託に基づいて当社または当社指定の第三者が各ユーザーより支払を受けた代金につき、当該代金支払時より6ヶ月以内に売上請求を行うものとします。この場合、当社は、当該代金から所定の販促費、総合受注手数料、エスクローサービス手数料、および所定の振込手数料を控除した額（以下「振込金額」という）を出店者に支払うこととします。ただし、当社は、当社所定の本人確認を求めることがあり、確認が終了するまでは振込金額の支払いを留保させていただくことがあります。
3. 当社システムを通じて売上が発生した場合、当該取引入金完了時の翌月20日前後に当該売上に係る明細（以下「売上明細」という）を発行するものとします。
4. 売上請求の振込処理につき、一律500円（+税）の振込手数料が掛かります。
5. 商品売上金が振込手数料未満だった場合、翌月以降へ繰越しとなります。
6. 売上請求について、明細発行当月25日までの請求操作で、明細発行当月末日（末日が土日祝日の場合、当月最終営業日）に振込金額を払い出すものとします。
7. 当月26日から月末までに請求操作を行った場合、翌月15日以降最初の金曜日に振込金額を払い出すものとします。それ以降の請求操作や明細発行当月以外の売上請求の場合、最終週前週の金曜日までの請求操作で、当月最終金曜日に払い出すものとします。

8. 当社が売上請求を求めたにもかかわらず、出店者が当該取引入金完了時から6ヶ月を経過しても売上請求を行わなかった場合には、当社は、出店者が予め登録する金融機関口座へ、振込金額を支払うことができるものとします。
9. 第8項に基づいて、当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合、当社は、出店者が当該金員相当額の支払請求権を放棄したとみなすことができるものとします。
10. 当社は、出店者が行った商品等の販売・提供について以下の各号に該当した場合、出店者に対し振込金額を払い出ししないことができるものとします。
 - ① 実決済処理を行わずに商品等の販売・提供を行った場合
 - ② 実決済処理の内容が正当なものでない場合または実決済処理の内容に不実不備がある場合
 - ③ 第10条(販売方法)第5、6項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - ④ ユーザーに商品等の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - ⑤ 出店者が第34条(当社による解除・解約)第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると当社が認めた場合
 - ⑥ ユーザーから、カードを利用していない旨の申し出があった場合または商品等の購入申し込みを行った者がユーザー本人以外であると疑われる場合
 - ⑦ その他当社が払い出しをすべきでないと認めた場合
11. 本契約解約時に売上請求のされていない売上清算金については、当社は、出店者があらかじめ登録する金融機関口座に対し、振込金額を支払います。当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合、当社は、出店者が当該金員相当額の支払い請求権を放棄したとみなすことができるものとします。

第17条(不正決済)

1. 出店者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨するカードの不正利用の防止措置を講じる等、カードの不正利用の防止に協力するものとします。
2. 出店者は、商品等の購入申し込みを行った者が会員本人以外であると疑われる場合、商品等の受領確認を行うことができない等、発送先の住所が不審と思われる場合または商品等の購入申し込みにおけるカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、販売等を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。

3. 当社は、出店者とユーザーとの取引において、当社の調査によりカードの不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出店者に対して商品等の発送または提供を停止することを求めることができるものとし、出店者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとしします。
4. エスクローサービスに含まれるクレジットカード決済において、使用履歴等により明らかに不正利用が疑われる決済については、不正決済確定（以下「チャージバック」という）が適用される以前に決済代行業者と協議のうえ、当社の判断で決済を取り消すことが出来るものとしします。
5. チャージバックが発生した場合、当社は出店者への商品代金補償等は一切行わないものとしします。
6. 出店者は、前各項に規定する事項が第16条（売上請求）に規定する売上請求の後に判明した場合、当社が支払った振込金額を当社に対し返還しなければならないものとしします。なお、当該金銭は当社指定の口座に振込することとし、返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとしします。
7. 当社は、前各項に規定する事項が第16条（売上請求）に規定する売上請求の後に判明した場合、第16条（売上請求）に基づき出店者が売上請求する振込金額、その他出店者に支払うべき金銭から、出店者が当社に返還する金銭相当額を差し引くことができるものとしします。
8. 当社は、第16条（売上請求）第10項各号に該当する疑いがあると当社またはカード決済代行業社が認めた場合、自ら調査またはカード会社に対して、当該事項について調査依頼（以下「調査等」といいます）を行い、また、調査等が完了するまで商品売上金の売上請求を留保することができるものとしします。
9. 当社が第8項に基づき払い出しを留保している売上請求につき第16条（売上請求）第10項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該注文総額を払い出すものとしします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。
10. 本契約の解除・解約後においても、第5項および第6項は、なお効力を有するものとしします。

第18条（管理責任事業者）

1. 出店者は、本契約に基づく出店および販売等を行うに際して、以下の義務を負うものとしします。
 - ① 管理責任事業者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、サイトに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - ② 管理責任事業者から当社からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること

2. 出店者は、管理責任事業者および出店ページを利用した販売等に関与する者に変更が生じた場合には、パスワードの変更手続きをしなければなりません。
3. 出店者は、善良な管理者の注意をもって本サービスを利用するものとします。

第19条（知的財産権の帰属）

1. 出店ページにかかる著作物については、当社が制作したものは当社が、出店者が制作したものは出店者が、それぞれ著作権を有します。
2. 出店者は、出店者以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を当社、当社が認める第三者および出店者が使用することについて許諾を受けなければなりません。
3. 出店者は、当社に対し、第1、2項の出店者または第三者の著作物について、当社がツクツク!!!のプロモーションのため、サイト内または提携サイトからのハイパーリンク、OEM供給、SNS等、当社が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾するものとします。
4. 出店者は、当社および当社が認める第三者に対し、出店者または第三者の著作物等について、当社のサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾します。
5. 第2、3、4項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとします。

第20条（業務委託）

1. 当社および出店者は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者（以下「業務受託者」という）に委託することができます。
2. 第1項の場合、当社および出店者は当該業務受託者に対し、ユーザー情報の管理を徹底するとともに本規約を遵守させるものとし、当該業務受託者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとします。

第21条（初期費用および月額利用料）

1. 出店者は、当社に対し、初期費用50,000円（+税）を第23条（初期費用および月額利用料等のお支払い方法）に規定する支払い方法にて支払うものとします。
2. 出店者は、当社に対し、月額利用料として18,000円（+税）を第23条（初期費用および月額利用料等のお支払い方法）に規定する支払い方法にて支払うものとします。
3. 契約月の月額利用料は無料とします。
4. 出店者が当社に対して支払った月額利用料は、途中で本契約が終了した場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとします。

第22条（キャッシュバック）

1. 出店者の集客ツールより登録したユーザーがツクツク!!!にて商品等を購入し得たポイントの40%が出店者に累積されます。当社は当月末に締め、累計額が5,000円以上に達した月の翌月以降、第16条（売上請求）に規定する売上請求時に、出店者の指定金融機関口座へ合算して振り込むものとします。また本契約を解約の際、累計未払い残高のお支払いは致しかねます。

第23条（初期費用および月額利用料等のお支払い方法）

1. 出店者は、初期費用、月額利用料、販促費、総合受注手数料、アドオン利用料その他の費用（以下「月額利用料等」という）について、第16条（売上請求）第1項に定めのある場合を除き、以下のいずれかの方法にて支払いを行うものとします。

① 口座振替

毎月指定の口座から決済代行会社より振替がされます。なお、口座振替を毎月の支払方法に指定される場合には、別途決済代行会社へのお手続きが必要です。口座振替が開始されますと、電子メールにて請求書兼口座振替通知書が届きます。

② 請求書払い

毎月決済代行会社より電子メールにて請求書が届きます。請求書が届き次第支払い期日までにお支払いいただく形となります。

※毎月の振替日および支払い期日は、ご選択された支払い方法・決済代行会社により異なります。

※口座振替を選択された場合でも、手続き未済等の理由により電子メールにて請求書が届く場合がございます。

※初期費用のみ当社より直接ご請求させていただく場合がございます。

第24条（顧客（ユーザー）情報）

1. 出店者は、当社が提供したユーザーの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびツクツク!!!における購入履歴その他ツクツク!!!の利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせて「ユーザー情報」という）の取扱いにつき、サービス運営のために必要な範囲でのみ利用することができます。
2. 当社は、当社が管理するユーザー情報につき、ユーザーのプライバシー保護およびツクツク!!!の信頼性維持の観点から、出店者に開示する種類、範囲等について、当社が適当と判断する制限措置を講じることができるものとします。

3. 出店者はユーザー情報（当社から開示された情報の他出店ページの運営に関連して出店者が直接取得した情報を含む。以下同じ）を、本規約によって認められ、かつ第1項に規定する範囲に限り、ユーザーのプライバシーおよびツクツク!!!全体の利益に配慮して利用しなければなりません。また、出店者は業務受託者を除く第三者にユーザー情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。ただし、出店者は、決済業務および配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課したうえで、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、ユーザー情報を開示することができるものとします。
4. 出店者は、本契約終了後、当社が書面で特に承諾した場合を除きユーザー情報を利用することはできないものとします。また、出店者は契約終了にあたって当社の管理下にあるユーザー情報を抽出してはなりません。
5. 出店者は、出店者が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者該当するか否かを問わず、同法に規定する個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならないものとします。
6. 出店者は、ユーザー情報の漏洩が当社の信用を毀損する等、その他当社全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、ユーザー情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、ユーザー情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければなりません。万一、出店者よりユーザー情報が他に漏洩した場合は、出店者は、故意または過失の有無を問わず、これにより当社および当社が認める第三者において生じた一切の損害および費用負担（ユーザーへのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずるものとします。
7. 第4項および第6項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとします。

第25条（守秘義務）

1. 当社および出店者は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という）を業務受託者を除く第三者に漏洩・開示・提供してはなりません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではありません。
2. 当社は、第1項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または当社が、当社、ユーザー、他の出店者もしくは第三者の権利、財産の保護ならびにツクツク!!!の運営のため必要と判断した場合、当社のグループ会社、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、出店者に関する個人情報を含めた秘密情報を開示、交換することができます。
3. 前各項の定めにかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- ③ 開示の時点で公知の情報
- ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第26条（禁止事項）

1. 出店者は、出店ページを通じて、商品等に関する販売等の契約を利用者と締結する目的で本サービスを利用するものとし、これ以外の目的または当社が不適当と認める目的もしくは態様で本サービスを利用してはなりません。
2. 出店者は、本サービス利用中は、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
 - ① 当社とインターネット上で必要なデータ等の受渡しができるシステム環境を保有・維持すること
 - ② 消費者契約法・個人情報の保護に関する法律・特定商取引法・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律・割賦販売法・不正競争防止法・不当景品類及び不当表示防止法・古物営業法・旅行業法・職業安定法・宅地建物取引業法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・酒税法・健康増進法・食品衛生法・日本農林規格等に関する法律・食品表示法・電気通信事業法・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律・無限連鎖講の防止に関する法律その他の法令および官公庁によるガイドラインを遵守すること
 - ③ 商品等の販売等に関して法令等に基づく許認可や届出等が必要な場合は、必要な許認可を取得・維持し、または必要な届出をすること
3. 出店者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ 特定商取引に関する法律第33条連鎖販売取引に該当するビジネスへの勧誘目的の商品等販売行為または情報発信行為
 - ④ 日本通信販売協会が規定する広告に関する自主基準に違反する行為
 - ⑤ 宗教活動または特定の宗教の布教・勧誘行為
 - ⑥ 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - ⑦ 指定業者ではないまたは無資格にも関わらず投資商材、資産運用商品等を販売または情報発信する行為
 - ⑧ 当社、他の出店者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - ⑨ 掲載ページから他販売ルートへ誘導し商品等を販売または斡旋する行為

- ⑩ エスクローサービスを、換金を目的とした行為、当該行為をユーザーに行わせる行為、またはこれらの行為を助長する行為のために利用すること
 - ⑪ CMS その他当社の提供するサービスを通じて取得した電子メールアドレスに対し、当社システムを利用せずに受注・予約管理業務以外の内容の電子メールを配信する行為
 - ⑫ 第24条（顧客（ユーザー）情報）第1項に規定する目的外でユーザー情報を利用する行為
 - ⑬ 本契約終了後に、ツクツク!!!の出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）
 - ⑭ 当社と同種または類似の業務を行う行為
 - ⑮ 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - ⑯ ツクツク!!!内に関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑰ 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
 - ⑱ サーバその他当社のコンピュータに不正にアクセスする行為
 - ⑲ 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を、不正に収集、開示または提供する行為
 - ⑳ 当社が別途禁止行為として規定する行為
4. 出店者は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、当社が別途販売禁止として出店者に通知した商品等またはツクツク!!!のイメージに合致しないと当社が判断した商品等の販売をすることができないものとします。

第27条（パスワードの管理等）

1. 出店者は、第6条（出店管理ページの開設）に基づき当社から発行されたパスワードについて、業務受託者を除く第三者に知られないよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワードの変更登録を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を出店者の責任において行うものとします。
2. 出店者は、コンテンツの送信その他出店管理ページへのアクセスに際しては、当社所定の方法により、当社より発行されたログインIDおよびパスワードを入力しなければなりません。出店者は、アクセス時に入力されたログインIDおよびパスワードについて出店者のものと照らして齟齬がない場合、当社が出店者からの送信として取り扱うことを承諾するものとします。
3. 出店者は、第1、2項のログインIDおよびパスワードを適切に管理、保管および使用するものとし、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- ① ログインIDおよびパスワードを出店ページの管理・運営以外の目的に使用すること
 - ② ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に利用させ、または業務受託者を除く第三者に譲渡、貸与等すること
 - ③ ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に知られる危険性のある態様で管理・保管・使用等すること
 - ④ その他、ログインIDおよびパスワードを不適切な態様で管理・保管・使用等すること
4. 出店者が第3項に違反した場合、当社は当該ログインIDおよびパスワードの使用を停止することができます。
 5. 当社は、出店者の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第28条（サービスの一時停止）

1. 出店者は、本サービスについて、以下の各号により出店者に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 当社のサーバ、アプリケーション等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - ② コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
 - ③ 当社、ユーザー、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合における停止
2. 出店者は、サービス停止による月額利用料等の返還、損害の補償等を当社に請求しないこととします。

第29条（出店停止）

1. 当社は、出店者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、出店者の出店の停止、出店者が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができるものとします。この場合、出店者は速やかに当社の指示に従い、改善措置をとらなくてはならないものとします。なお、本条の定めは第34条（当社による解除・解約）に規定する当社による本契約の解除・解約を妨げないものです。
 - ① 第34条（当社による解除・解約）第1項に規定する事由が生じたとき
 - ② 出店者の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
 - ③ その他当社が消費者保護の観点等から出店停止等の措置が必要と判断したとき
2. 第1項に基づき出店者が出店停止等の措置を受けている場合であっても、出店者は、第21条（初期費用および月額利用料）に基づく月額利用料の支払義務を負うものとします。

第30条（損害賠償）

1. 本契約の履行に際し、出店者の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、当社は当該出店者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第31条（免責）

1. 当社は、出店者に対して本サービスその他これに関連するサービス（以下、本条において「本サービス等」という。）を提供するにあたって、本サービス等が出店者の所期する目的に適合することおよび本サービス等にプログラム上のバグその他の不具合がないことを保証しません。また、本サービス等にプログラム上のバグその他の不都合がある場合であっても、当社はその不具合および不都合を修正等する義務を負いません。
2. 当社は、出店者が出店に関して被った損害（サーバまたはアプリケーションの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、出店者の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わないものとします。
3. 当社は、出店者に対する事前の承諾なく、本サービス等について、当社の判断によりその仕様等の変更、バージョンアップもしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができるものとします。
4. 当社は、サーバに障害が発生した等の理由により、サイトにおける出店者の出店ページ運営に支障が生じると当社が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるものとします。
5. 出店者は、本サイトにて販売したウェブチケットに付随するデジタルコンテンツについて、発生したいかなる損害（コンピュータやネットワークシステムに生じた損害を含み、直接損害・間接損害、有形・無形および精神的損害）やその修復費用等に対して、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
6. 出店者が本サイトにて販売した商品等、ウェブチケットに付随する一切の情報、デジタルコンテンツ等について、該当の著作物、素材、情報等に関する著作権その他一切の権利について、当社は一切の関知をいたしかねます。権利者の許諾を得ずに使用したことにより問題が生じた場合、出店者は自己の責任と費用においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
7. 本サービスに関して、当社の故意・重大な過失その他当社の責に帰すべき事由により発生した出店者の損害に対して負う当社の賠償責任の範囲は、債務不履行責任・不法行為責任・その他法律上の請求原因の如何を問わず、出店者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に規定する上限を超えないものとします。
 - ① 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）

- ② 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
- ③ 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

第32条（月額利用料等未払い時の扱い）

1. 出店者の月額利用料等の未払いがあり、かつ所定の期日を過ぎても未払いの月額利用料等の入金確認が取れない場合、当社は出店者の出店ページならびに全コンテンツを非掲載にできるものとします。またCMSへのログインを制限できるものとします。
2. 出店者の販促費の未払いがあり、かつ所定の期日を過ぎても未払いの販促費の入金確認が取れない場合、当社は出店者の設定するエスクローサービス対象外の決済方法、その他CMS機能の一部を制限することができるものとします。
3. 出店者の月額利用料等の未払いを起因とする出店ページならびに全コンテンツの非掲載期間が3ヶ月継続した場合、当社は本契約を解除することができるものとします。

第33条（当社からの相殺）

1. 当社は、出店者が本規約に基づき債務を履行しなければならない場合には、その債務と出店者への振込金額その他当社に対する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. この場合、当社所定の方法により通知ができるものとします。また、当社は、所定の手続きを省略して出店者の振込金額その他の当社に対する債権を払い戻し、出店者の債務の弁済に充てたうえで、事後的に出店者に通知することができるものとします。

第34条（当社による解除・解約）

1. 当社は、出店者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに出店者の出店ページをツクツク!!!およびサーバから削除することができるものとします。
 - ① 本規約等に違反したとき
 - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - ⑤ 第2、3、4号の他、出店者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - ⑥ 解散または営業停止状態となったとき

- ⑦ 当社または担当代理店もしくは担当販売加盟店が出店者と連絡を取ろうとしたにも関わらず、30日間以上にわたり連絡確認が取れないとき
 - ⑧ 販売方法、取扱商品等、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - ⑨ 販売方法、取扱商品等、その他業務運営について当社による度重なる指導があつたにも関わらず、改善がされないとき
 - ⑩ 出店者の当社に対する金銭債務について、当社による請求から3ヶ月間支払いがされないとき
 - ⑪ 販売方法、取扱商品等、その他業務運営が公序良俗に反しまたはツクツク!!!にふさわしくないと当社が判断したとき
 - ⑫ 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断したとき
 - ⑬ その他当社が出店者との本契約の継続が困難であると判断したとき
2. 当社は、事由の如何を問わず、1ヶ月前までに出店者に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
 3. 出店者が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、出店者は、当社からの通知催告等がなくても、当社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
 4. 出店者が以下の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの請求によって、出店者は、当社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
 - ① 第29条(出店停止)第1項に基づく出店停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに当社の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがないとき
 - ② 第1号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 5. 当社は、第5条(権利の譲渡等)に基づく出店(出店ページをサイト上に公開する)許可をするまでは、出店者から既に受領した使用料を返還することにより本契約を直ちに解約することができるものとします。
 6. 第1項、第2項または第5項により本契約が終了した場合でも、当社は、出店者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他出店者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第35条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、出店者による本サービスの利用が開始された月の末日までとします。なお、期間満了までに当社、出店者いずれからも契約終了の意思表示がなく、かつ決済代行会社から特段の異議がない場合には、本契約は更に1ヶ月延長されるものとし、以降も同様とします。

第36条（出店者による解除・解約）

1. 出店者は、解約希望月の末日までに当社所定の方法にて通知（当日消印有効）を行うことにより本契約を解除することができるものとします。
2. 第1項の通知翌月以降、当社にて解約の手続きが完了するまでの間の月額利用料は発生しないものとします。ただし、解約希望月の翌月以降に注文が発生した場合、当該月度までの月額利用料は発生するものとします。

第37条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

1. 当社は、出店者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、出店者に何らの催告なく本契約を解除するとともに、直ちに出店者の出店ページをツクツク!!!およびサーバから削除することができるものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
 - ② 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合
 - ③ 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
 - ④ 出店者（出店者が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または出店者が刑事訴追を受けた場合
 - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当社または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる等した場合
 - ⑥ 当社または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
2. 第34条（当社による解除・解約）第3項および第6項の規定は、本条第1項により当社が本契約を解除した場合に準用します。

第38条（存続条項）

1. 本規約の第19条（知的財産権の帰属）、第24条（顧客（ユーザー）情報）、第25条（守秘義務）、第30条（損害賠償）、第31条（免責）、第39条（準拠法、合意管轄裁判）の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第39条（準拠法、合意管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、当社と出店者との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（本規約等の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の裁量により本規約等を変更することができるものとします。
 - ① 本規約等の変更が、出店者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は第1項による本規約等の変更にあたり、変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を、CMS への提示その他当社が適当と認める方法により公表・通知するものとします。

※ノムノムプランをご契約の場合は、別途「ノムノム出店規約」をご確認ください。

※イベチケプランをご契約の場合は、別途「イベチケ出店規約」をご確認ください。

ツクツク!!!CMS ご利用規約 改訂履歴

平成 23 年 11 月 1 日規約制定

平成 24 年 6 月 26 日改訂

平成 25 年 8 月 14 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 7 月 1 日改訂

平成 27 年 9 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和元年 10 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 29 日改訂

令和 2 年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 27 日改訂

令和 4 年 5 月 1 日改訂

令和 4 年 10 月 1 日改訂

令和 5 年 7 月 1 日改訂

令和 5 年 9 月 15 日改訂

令和 5 年 10 月 24 日改訂

令和 6 年 1 月 4 日改訂

令和 6 年 8 月 1 日改訂